

2021年3月31日

購入先各位

パナソニック株式会社  
品質・環境本部  
グローバル調達社  
調達企画センター米国 TSCA(有害物質規制法)におけるPBT物質の禁止規則へのご対応お願い

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素はパナソニックグループグリーン調達の取組みにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

2021年1月6日、米国TSCA(有害物質規制法)において、PBT(難分解性・生物蓄積性・毒性)5物質(decaBDE, PIP(3:1)\*, 2,4,6-TTBT, PCTP, HCBd)、及びそれらを含有する部品・製品を禁止する規則が公布されました。

本規制の対象5物質のうち、PIP(3:1)は電気電子機器のPVC(ポリ塩化ビニル樹脂)製のケーブルなどに、難燃性可塑剤として広く用いられている物質です。

当初PIP(3:1)は、2021年3月9日から国内での商業的流通が禁止される予定でしたが、電機業界を含む産業界を通じたロビー活動の結果もあり、3月8日米国環境保護局(EPA)は、施行を180日(2021年9月4日まで)停止し、他の4物質も含めて今後5月17日まで意見を募ったうえで改めて施行日を決定する措置を発表しました。

当座延期されたとはいえ早ければ半年後には施行される可能性があり、購入先様に非常に短期間でのご対応をお願いすることになるリスクがあることから、弊社では新しい施行日の公表を待つことなくPIP(3:1)の代替化に着手することにいたしました。

購入先様におかれましては、下記お願い事項に基づいてご対応いただきますよう、お願いいたします。

なおPIP(3:1)以外のPBT4物質については、decaBDEはランク指針ですでに禁止しており、残りの3物質は電気電子機器への含有リスクが極めて小さいと判断しております。

\*PIP(3:1) リン酸トリス(イソプロピルフェニル) CAS RN® 68937-41-7

敬具

記

購入先様へのお願い

(1) PIP(3:1)の含有を把握されている部品・製品がございましたら、ご連絡をお願いします。

(2) PIP(3:1)を含有する可能性のある部品・製品を納入されていることを、弊社で把握できている購入先様へは、個別に弊社からPIP(3:1)含有情報(chemSHERPA データなど)・不使用保証書のご提出、及び代替部品供給のご相談をさせて頂く可能性がありますので、その際にご対応の程よろしくお願いいたします。

なおPIP(3:1)は難燃性可塑剤として、以下の樹脂部品・製品に使用されている可能性があります。

- ・PVC樹脂：ハーネス、電線、ケーブル、電子部品のカバー(ヒューズカバー、ソケットなど)
- ・ウレタン樹脂：電磁波吸収シート
- ・その他の樹脂：接着剤、接着テープ、グリース

(注)「接着剤及び封止剤」用途は2025年1月7日から規制開始、「潤滑油及びグリース」用途、及び「自動車および航空宇宙機のための新規部品及び交換部品」用途は規制の対象外ですが、本規則

の他の要求事項(「記録の保持」、及び「下流への通知要求」)に対応するために、PIP(3:1)含有情報の提供のご相談をさせていただく可能性がありますので、その際にご対応の程よろしく申し上げます。

(3) 弊社では、本規制を含めた最近の国内外の化学物質規制動向を反映し、2021 年秋頃に「化学物質管理ランク指針(製品版)」の改定発行を予定しております。

その際、PIP(3:1)を禁止物質レベル2(規定された期限や制限条件に基づいて代替の推進を行わなければならない物質)或いはレベル3(代替に向けた課題を明確にすると共にパナソニックグループとして禁止時期を検討する物質)を経ずにレベル1(即時に使用を中止しなければならない物質)として収載する可能性がありますことを、ご了承お願いいたします。

以上